

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木 事務所	我喜屋ダム データ蓄積部 復旧業務委託 (R3)	令和3年 11月2日	1,628,000	JRCシステムサービス (株)	沖縄県那覇市壺川3丁目 2番地4 JRCシステムサービス (株)沖縄営業所	第167条の2 第1項第2号	本業務は、我喜屋ダムデータ蓄積部の調査及び復旧、ソフトウェア更新を行うものである。当該業者は我喜屋ダムにおける情報基盤製造メーカーであり、当該業者でなければデータ蓄積部復旧は困難であることから、随意契約の相手として選定した。	特命随意 契約
2	北部土木 事務所	北部管内海岸 漂着物回収業 務(R3-1)	令和3年 11月12日	6,620,900	(株)宮太組	沖縄県国頭郡大宜味村 字塩屋62番地3	第167条の2 第1項第5号	本業務は、大宜味村饒波地内の海岸において、小笠原諸島の海底火山噴火により漂着した軽石を回収するものである。災害応急対策業務となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、北部管内において管理業務の受注実績のある業者2者を選定し見積書を徴取、随意契約を締結した。	
3	北部土木 事務所	北部管内港湾 災害復旧調査 測量設計業務 委託(R3)	令和3年 11月11日	6,380,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市前田1124 番地	第167条の2 第1項第5号	本業務は、小笠原諸島の海底火山噴火により北部土木事務所管内の港湾へ漂着した軽石による被災状況を整理し、災害査定資料作成及び災害復旧工事の設計を行う業務である。軽石の漂流により漁船や定期船等の航行ができず、県民生活への影響が大きいことから緊急の必要により競争入札に付することができないため、県内の港湾施設の設計実績のある業者3者を選定し見積書を徴取、随意契約を締結した。	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	北部土木 事務所	北部管内植栽 維持管理工事 (R3-3)	令和3年 10月15日	2,774,200	北部造園土木(株)	沖縄県国頭郡宜野座村 字惣慶1514番地	第167条の2 第1項第5号	本工事は、北部管内の国道331号及び県道70号線における植栽維持管理工事である。東村慶佐次～宮城間の県管理道路において傾斜木が多数確認されており、一般交通に支障を及ぼす恐れがあるため早急に対応する必要がある。 よって、緊急の必要により競争入札に付することができないため、北部管内において植栽維持管理工事の施工実績を有する業者2者を選定し見積書を徴取、随意契約を締結した。	
5	北部土木 事務所	奥港軽石災害 応急対策工事 (R3)	令和3年 10月29日	4,950,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2丁目6 番5号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により国頭村奥港に漂着した軽石を除去するものである。 奥港は主に小型船の航行を行っているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから早急な対応が必要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	北部土木 事務所	仲田港・内花港 軽石災害復旧 工事(R3年災)	令和3年 11月1日	27,720,000	(株)東江建設	沖縄県浦添市内間1丁目 10番7号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により伊是名村の仲田港・内花港に漂着した軽石を除去するものである。 仲田港・内花港はフェリーや小型船の航行を行っているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから早急な対応が必要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約
7	北部土木 事務所	前泊港・野甫港 軽石災害復旧 工事(R3年災)	令和3年 11月1日	29,931,000	(株)太名嘉組	沖縄県浦添市大平2丁目 1番1号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により伊平屋村の前泊港・野甫港に漂着した軽石を除去するものである。 前泊港・野甫港はフェリーや小型船の航行を行っているが、軽石により航行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与えていることから早急な対応が必要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の必要により競争入札に付することができないため、『災害時における応急対策に関する細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協会へ災害応急対応の要請を行い、同協会より推薦を受けた業者から見積書を徴取、随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	北部土木 事務所	奥港・運天港軽 石災害復旧工 事(R3年災)	令和3年 11月5日	62,700,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2丁目6 番5号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により 国頭村奥港及び今帰仁村運天港に漂着した 軽石を除去するものである。 奥港は主に小型船の航行、運天港は定期フェ リー等の運航を行っているが、軽石により航 行が阻害され、港湾利用に多大な支障を与 えていることから早急な対応が必要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の 必要により競争入札に付することができな いため、『災害時における応急対策に関する 細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協 会へ災害応急対応の要請を行い、同協会 より推薦を受けた業者から見積書を徴取、 随意契約を締結した。	特命随意 契約
9	北部土木 事務所	本部港軽石災 害復旧工事(R 3年災)	令和3年 11月9日	44,264,000	(株)呉屋組	沖縄県糸満市西崎町5丁 目10番12号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、小笠原諸島の海底火山噴火により 本部港に漂着した軽石を除去するものである。 本部港は定期フェリーや産業船、小型船等 の幅広い目的で利用されているが、軽石に よる航行が阻害され、港湾利用に多大な 支障を与えていることから早急な対応が必 要である。 災害応急対策工事となることから、緊急の 必要により競争入札に付することができな いため、『災害時における応急対策に関する 細目協定書』に基づき、沖縄県建設業協 会へ災害応急対応の要請を行い、同協会 より推薦を受けた業者から見積書を徴取、 随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	中部土木 事務所	比屋根(2)急 傾斜地応急対 策工事(R3- 1)	令和3年 10月26日	5,555,000	大和産業株式会社	沖縄市泡瀬1-36-6	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は令和3年6月29日、急傾斜地崩壊危険区域「比屋根(2)急傾斜地」(沖縄市)で発災した斜面崩落に関連して、斜面背後の民家等への被害拡大を防止する応急対策工事である。</p> <p>応急対策工事として9月30日に指名競争入札に付したものの不調(1社のみ入札)となった。</p> <p>一方、入札翌日に改めて現地を確認したところ、斜面背後の民地の土間コンクリートに新たな亀裂の発生及び建物基礎部が浮きオーバーハングしている箇所での崩壊の進行が確認された。今後、大型台風襲来の時期も重なり、再度入札手続きに不測の時間をかけることは現状から厳しいものと考えられた。</p> <p>本対策工事については、災害復旧工事(国庫補助)として災害査定(10月8日)を経て発注可能となり、工事着手までには約90日以上の日数を要すると見込まれた。現地状況等の変化から緊急性が高まり、県民への不利益を最小限度に止める必要性を鑑み、早期発注することが望ましく、また、業者選定においては先の指名競争入札に応札した業者が地元企業で地域に精通しており、過去にも「災害復旧工事」法面工で実績もあることから受注可能と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき契約を締結した。</p>	特命随意 契約
11	中部土木 事務所	小湾川災害復 旧工事(令和3 年災3号)	令和3年 12月21日	33,000,000	株式会社 三和建設工業	浦添市当山2丁目8番3号(B-1)	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は浦添市仲西地内の小湾川における災害復旧工事である。</p> <p>小湾川災害復旧工事として11月18日に一般競争入札に付したものの不調(全社失格)となった。</p> <p>時間の経過により災害が進行するとともに護岸の安定性が失われ、近隣住民の不安も大きくなっており、このような状況にあっては「災害」と同様であることを鑑み、県と沖縄県建設業協会との間で締結された「災害協定」に準じて、建設業協会へ推薦依頼を行い、推薦があった受注可能な左記の業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	中部土木 事務所	街路事業総合 的技術支援業 務委託(R3- 2)	令和3年 10月25日	8,580,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の対象とするパイプライン線街路改良工事は、現況幅員が狭く、県道251号線と153号線の交差点を共用しつつも施工を行うため、利用者及び周辺住民にも配慮が必要となる。</p> <p>また、電力会社、通信会社、上下水道管理者及び他占有者と占有工作物について、工事を進めながら綿密に調整を行う必要があり、現場管理には迅速な行政的判断が求められる。</p> <p>建設技術センターは、関係法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有する職員が配置されていることから、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えている。</p>	特命随意 契約
13	宮古土木 事務所	宮古管内海岸 保全区域台帳 作成業務委託 (R3)	令和3年 11月22日	1,683,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>業務委託により得られた成果を、沖縄県建設技術センターが排他的権利権を有する「公共施設情報システム」に登録するため。登録することにより、土木建築部全体でその成果が共有及び統合され、公共施設の効率的な管理運営を図ることが出来る。</p>	特命随意 契約
14	下地島空 港管理事 務所	下地島空港無 線機更新	令和4年 12月7日	3,552,780	(有)シコー電研	沖縄県宮古島市平良字 西里794-5	第167条の2 第1項第2号	<p>当空港で使用している無線機の使用期限が令和4年11月30日までとなり、更新が必要のため、無線機の不具合時に早急に対応できるよう所在地が宮古島市内であり、かつ、今回の更新は既存の設備と一体的な機能発揮が求められるなど密接不可分な関係にあり、同一の者に更新を履行させなければ設備の円滑な運用に支障が生じるため、既存の設備を設置した有限会社シコー電研を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	土木総務課	R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託	令和3年10月25日	7,029,000	R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託中央建設コンサルタント・グリーンアース共同企業体 ①株式会社 中央建設コンサルタント ②特定非営利活動法人グリーンアース	①沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号 ②沖縄県西原町字千原1琉球大学地域創生総合研究棟4F	第167条の2 第1項第2号	本業務は県内建設関連企業の海外展開における現状、展開にむけた課題等に関する知見を有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社からの応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、的確性・実現性等に優れていることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
16	技術・建設業課	沖縄県電子入札ASPサービス利用契約	令和3年10月1日	13,457,400	富士通Japan株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2 第1項第2号	本システムは平成23年度に公募型プロポーザル方式により業者を選定しており、提案業務の優秀性(技術点)及び提案価格の低廉性(価格点)について適切に評価が行われ平成24年度から運用を開始している。 本システムは、既存の建設行政情報システムと業者情報や入札情報等のデータを相互に連携しており導入の際には、仕様の調整やデータ連携を図るための改修等を実施している。 このことから、当該業者にサービスの提供を履行させなければ、円滑な運用に支障が生じ、また、システム障害が発生した際に迅速な対応が困難となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
17	技術・建設業課	令和3年度建設行政情報システム次期ブラウザ対応業務委託	令和3年12月17日	3,960,000	富士通Japan株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2 第1項第2号	当該業者は、平成19年度に本システムの構築を行い、その後の運用・保守を継続して行っている。 今回の業務は、次期ブラウザ対応に伴いシステムの改修を行うものであり、業務を円滑に行うためには、システムの構築及び運用・保守を行っている業者に委託する必要があるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	技術・建設 業課	沖縄県建設産 業ビジョン推進 事業業務委託	令和3年 12月3日	3,990,800	一般社団法人沖縄しまた て協会	沖縄県浦添市勢理客4丁 目18番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、本県の建設産業に対する理解、 沖縄県建設産業ビジョン推進方策に関する企 画提案能力及び業務遂行体制等が求められ る。 そのため、プロポーザル方式により広く公募 を行ったところ、1社から応募があった。選定委 員会において企画提案内容等を審査したとこ ろ、良好な評価であったため、左記の者を契約 相手方として決定した。	特命随意 契約
19	道路街路 課	令和3年度道路 交通センサス 業務委託(その 3)	令和3年 10月5日	4,224,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和3年度全国道路・道路交通情 勢調査(道路交通センサス)の一環として行わ れる一般交通量調査のうち、「道路状況調査」 を実施するものである。 「道路状況調査」は道路台帳を基に調査を行 うものであるが、県管理道路147路線すべてが 調査対象となっており、箇所が膨大なことか ら、道路台帳等の公共施設の情報が一元管理 された「OCTC公共施設管理システム」により 作業を行う必要がある。 「OCTC公共施設管理システム」は、(公財) 沖縄県建設技術センターにより構築・運用され ており、著作権・所有権を有していることから、 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定により随意契約を行った。	特命随意 契約



土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R3-3)	令和3年 10月11日	4,268,000	日本無線株式会社 九州支社	福岡県福岡市博多区綱場町4-1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県河川情報システムのうち、雨量、水位等のデータを収集するシステムである河川及び砂防テレメータシステムの保守点検を行う業務である。</p> <p>沖縄県河川情報システムは、浸水被害の多発する県内の主要河川において雨量、水位計等の河川情報を収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に伝達することにより水防活動や沿川住民の避難対策の支援に資することを目的としていることから、河川管理及び水防業務を遂行する上で特に重要である。</p> <p>本業務は、既存のシステムと密接不可分な関係にあること、システム導入者がプログラムの開示をしていないことにより、設置した者にシステムや設備の改修を履行させなければ、円滑な運用に支障が生じること、障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあることから、システム導入者である日本無線株式会社との随意契約とする。</p>	特命随意契約
21	海岸防災課	行政不服審査法に基づく審査請求関係業務委託	令和3年 12月20日	6,930,000	<p>①ゆあ法律事務所 弁護士 宮國 英男</p> <p>②センター法律事務所 弁護士 松永 和宏</p> <p>③弁護士法人ニライ総合法律事務所(個人受注) 弁護士 仲西 孝浩</p> <p>④沖縄合同法律事務所 弁護士 加藤 裕</p>	<p>①沖縄県那覇市壺川3丁目5番6号 与儀ビル2階</p> <p>②沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号</p> <p>③沖縄市美里6-25-16 カーサ・スペリオールⅢ202</p> <p>④沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号</p>	第167条の2 第1項第2号	<p>本県契約見積書の相手方である、ゆあ法律事務所宮國弁護士、センター法律事務所松永弁護士、沖縄合同法律事務所加藤弁護士及び弁護士法人ニライ総合法律事務所仲西弁護士は、行政法に関する豊富な知識を有している。県はこれまでも、普天間飛行場代替施設建設に関する法律相談業務や一連の訴訟につき上記弁護士に委託してきたところであり、行政事務や行政事件に関する法的問題について高度な専門的見地からの助言を得てきたところであることから、契約の相手方として選定した。</p>	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	海岸防災課	令和3年度 公共土木施設情報管理業務(海岸)	令和3年10月7日	1,430,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、海岸保全施設の維持管理上、重要な最新の長寿命化計画と、巡視点検結果を、「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、地図情報と紐付けて土木事務所等と共有することを目的とする業務である。(公財)沖縄県建設技術センターは、道路、河川、海岸など公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の著作権・所有権を有し、運用していることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
23	港湾課	本部港(本部地区)保安規程策定業務委託	令和3年10月25日	14,795,000	公益社団法人 日本港湾協会	東京都港区三丁目3番5号	第167条の2第1項第2号	本業務は、IMO(国際海事機関)のSOLAS条約(海上人命安全条約)に基づき施行された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に関する専門的な技術が要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案が優れていることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
24	空港課	南大東空港旅客施設増築工事	令和3年10月29日	112,200,000	株式会社 丸憲	沖縄県那覇市泉崎1-16-5	第167条の2第1項第8号	本工事は、航空機材の大型化により旅客数、貨物量が増加し、施設の狭隘化に伴う旅客施設等の拡張工事である。 当初、一般競争入札で工事を発注したが不発となつたが、コロナ禍でソーシャルディスタンス確保が重要であることから、早急に狭隘性を解消し、旅客者の利便性、快適性を確保する必要がある。 以上のことから、一般競争入札において応札のあった左記の者を、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく不落随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	都市計画・モノレール課	令和3年度第4回パーソントリップ調査・検討業務	令和3年10月7日	14,718,000	計量計画研究所・中央建設コンサルタント共同企業体 ①一般財団法人 計量計画研究所 ②株式会社 中央建設コンサルタント	①東京都新宿区市谷本村町2番9号 ②沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、全国のパーソントリップ調査の事例や本県の交通事情を踏まえて検討を行うものであり、専門的な技術力と豊かな経験を有することが要求される。 プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を審査委員会にて審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
26	都市計画・モノレール課	令和3年度モノなび沖縄ウェブサイト等更新業務	令和3年12月7日	18,979,400	令和3年度モノなび沖縄ウェブサイト等更新業務受託共同企業体 ①株式会社電通沖縄 ②表示灯株式会社福岡支社 ③光文堂コミュニケーションズ株式会社	①沖縄県那覇市久茂地3丁目21番1号國場ビル ②福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル4F ③沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は、地理に不安な外国人観光客の滞在を円滑で快適なものとするため、ウェブサイト等を用いて観光資源をわかりやすく提供するものである。事業の遂行にあたってはウェブサイト、ガイドブック、PRチラシの企画編集や、利用者アンケートの企画編集及び回答を集めるための工夫など、業務が高度で専門的な技術能力や知識が求められ、プロポーザル方式により、提案内容に基づいて仕様を作成することにより、優れた成果を期待できるため	特命随意契約
27	建築指導課	令和3年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務	令和3年10月22日	14,922,600	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市安波茶一丁目32番13号 大平インタービル2階	第167条の2 第1項第2号	本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左の者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
28	住宅課	県営住宅建物明渡等請求訴訟業務委託	令和3年12月1日	1,320,000	弁護士法人 当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号 松尾公園テミスビル4階	第167条の2 第1項第2号	本業務は訴訟にあたり委任弁護士が県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や公営住宅の訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。 これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所と契約を締結したものである。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	施設建築課	奥武山水泳 プール床タイル 等補修工事(5 0mプール)	令和3年 12月24日	45,925,000	(有)南風原工務店	沖縄県那覇市字国場11 69-6 ピュアセブンズ1 02	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事である奥武山水泳プール床タイル等補修工事(50mプール)は下記のとおり、再度の入札に付し落札者がいなかった。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当し、(有)南風原工務店から見積書を徴収し随意契約を行うこととした。</p> <p>第1回一般競争入札不落:令和3年9月30日開札 対象ランク 南部B 第2回一般競争入札不落:令和3年10月28日開札 対象ランク 南部A及びB</p> <p>なお、沖縄県随意契約ガイドラインでは「最低額を入札した者から順次見積書の提出を依頼するもの」とされているが、第1回及び第2回の一般競争入札で最低額を入札した(株)信吉組からは、参加しない旨の申し出があったため、第2回の2番目の入札者である(有)南風原工務店及び第1回の2番目の入札者である(有)第三土建から見積を徴収した。</p>	
30	施設建築課	奥武山水泳 プール床タイル 等補修工事監 理業務	令和3年 12月24日	924,000	有限会社 アゴラエンジ ニアリング	沖縄県那覇市泊2丁目6 番地1 三階	第167条の2 第1項第1号	<p>本監理業務は、当初設計額が100万円未満であったので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、見積合わせの上、(有)アゴラエンジニアリングと随意契約を行った。 その後の修正設計により委託料の変更が生じ100万円を超えた。 工事監理の対象となる工事内容は、既存プールの床タイルの補修を行うものである。 追加を行った修正設計は、タイル仕上げから塗床仕上げへの変更であるため、当該修正設計は、現場の構造上の劣化状況等に精通している者以外の対応が困難であることから目的物に構造等の制約があり、令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして、随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	施設建築課	県営港川市街地住宅外壁等改修工事監理業務(3期工事)	令和3年10月15日	2,750,000	(有)宮森設計	沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭550-9	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の監理の対象となる工事は、県営港川市街地住宅の長寿命化を目的として、外壁クラック補修及び塗装等の改修(改善)を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要であった。</p> <p>また、入居者が施設を利用しながらの工事であり、住民からの苦情等、予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められた。</p> <p>このように、当該改修工事監理業務においては劣化状況の不確定さへの対応能力が求められ、その特殊性により競争入札に適さないものと考えた。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については(有)宮森設計が行い、平成28年2月3日に完了していた。</p> <p>設計業務・現場調査をとおして、施設管理者・住民の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮され、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	施設建築課	沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟改修工事監理業務	令和3年11月2日	4,684,900	(有)名工企画設計	沖縄県那覇市泉崎1-12-12	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の工事監理の対象となる工事は、ハブ研究所として利用されていた施設を動物愛護・適正飼養を目的とした犬・猫の譲渡拠点となる施設へ改修を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要であった。</p> <p>このように当該改修工事においては劣化状況の不確定さへの対応能力が求められる工事であり、その特殊性がある事から競争入札に適さないものと考えた。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については(有)名工企画設計が行い、令和3年2月に完了していた。</p> <p>設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮され、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	施設建築課	県営新開団地 改修工事監理 業務	令和3年 10月22日	3,410,000	(有)明和設計	沖縄県那覇市宇国場11 75-4	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の監理の対象となる工事内容は、県営新開団地の長寿命化を目的として、外壁クラック補修及び塗装等の改修(改善)を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要であった。</p> <p>また、入居者が施設を利用しながらの工事であり、住民からの苦情等、予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められた。</p> <p>このように、当該改修工事監理業務においては劣化状況の不確定さへの対応能力が求められ、その特殊性がある事から競争入札に適さないものと考えた。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については(有)明和設計が行い、令和3年9月に完了していた。</p> <p>設計業務・現場調査をとおして、施設管理者・住民の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮され、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	施設建築課	令和3年度 金属製建具工事費特別調査業務	令和3年12月27日	1,089,000	(一財)経済調査会	東京都港区新橋6-17-15	第167条の2第1項第2号	<p>南風原団地建替工事(第3期・建築1工区)を対象とし、金属製建具の市場適正単価の実態調査を行う業務である。</p> <p>アルミサッシの単価は、(一財)経済調査会が発行する「積算資料」及び「建設物価」に、沖縄県の求める仕様が掲載されていないため、専門業者からの見積対応を行っているところであった。</p> <p>当該調査対象建築物も専門業者から見積徴収済みであったが、市場の適正単価の実態を把握し、専門業者の見積価格との比較検討を行うことで今後の設計単価の基礎資料とした。</p> <p>市場単価調査には、特殊の技術や知識を要するため、建築単価の刊行物を発刊している業者でなければ対応が困難である。</p> <p>よって、上記相手側と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行った。</p>	特命随意契約
35	施設建築課	沖縄県八重山合同庁舎昇降機更新工事設計業務	原契約: 令和3年5月18日 変更契約: 令和3年11月5日	原契約: 935,000 変更契約: 1,105,832	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	原契約: 第167条の2第1項第1号 変更契約: 第167条の2第1項第6号	<p>本設計業務は、当初設計金額が100万円未満であったので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき見積合わせの上、(株)環境設計国建と随意契約を行った。</p> <p>業務を遂行する中で、アスベスト含有調査を行う必要が発生した。</p> <p>本調査を別途発注した場合、含有の有無が業務履行期間内に判明せず、業務の延長が発生する恐れがあったため、原受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により変更契約を締結した。</p>	特命随意契約



土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	施設建築課	県議会棟連絡通路外壁等改修工事監理業務	原契約: 令和3年8月17日 変更契約: 令和3年12月1日	原契約: 902,000 変更契約: 1,653,300	(株)西筋総合設計	沖縄県那覇市小禄1-15-20	原契約: 第167条の2第1項第1号 変更契約: 第167条の2第1項第2号	<p>本監理業務は、当初設計額が100万円未満であったので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、見積合わせの上、(株)西筋総合設計と随意契約を行った。その後の修正設計により委託料の変更が生じ100万円を超えた。</p> <p>工事監理の対象となる工事内容は、県議会棟連絡通路の長寿命化を目的として、外壁クラック補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>追加を行った修正設計は、①監理対象工事に議会棟南面の一部を加えるための修正と、②既に設計が完了している議会棟の年度を分割(積算の分割)する内容であった。</p> <p>①については工事中の連絡通路の変更であるため、監理業務を行っている者しか把握できない、工事の進捗、現場の構造上の劣化の状況等に特に精通している者しか修正設計を行えず、その点で目的物に制約があった。</p> <p>②については改修工事であるため、設計を行った者でしか、その修正設計を行えない状況であった(当初設計で現場調査を行った者以外が、分割の方法や施工方法、積算の分割の検討を行うことは困難)。</p> <p>以上の事から、目的物には制約があったため、令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして随意契約を行った。</p>	特命随意契約